

令和元年度末に中長期目標期間が終了する
独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる
中長期目標の期間における業務の実績の
評価についての意見（案）

令和元年 11 月 21 日
独立行政法人評価制度委員会

令和元年度末に中長期目標期間が終了する経済産業大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）についての意見

国立研究開発法人産業技術総合研究所

当該法人に係る見込評価について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

【法人の業務に係る評価の適切な実施に向けて】

- 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)により、評価に当たっては、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する必要がある。
- これに対し、当該法人の見込評価においては、中長期目標において最も重要とされた目標が未達成であるとされたにもかかわらず、当該未達成の要因分析等について評価書に明確な記載がない状況が見られた（なお、当該目標は、民間資金獲得額を今期（5年間）中に3倍以上とする意欲的なものであり、前期比2倍以上の実績を上げている点については、評価できる。）。
- 今後、次期中長期目標の策定に当たっては、上記指針の趣旨に沿って、未達成となった要因の分析と改善方策等の検証を踏まえて適切な目標を策定するとともに、中長期目標期間における業務実績評価（期間実績評価）を行うに当たっては、評価書に所要の記載を行うこと。

（参考）「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) (抄)

- I. 2 (5) 評価に当たっては、各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する。